

(様式第2号)

平成27年度第3回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	平成27年6月25日(木) 15:00 ~ 17:15
場 所	北館2階 第3会議室
出席者	会 長 芝池 義一 委 員 伊藤 明子 委 員 岩本 洋子 委 員 大月 一弘 委 員 武田 雄三 欠席委員 大久保 規子  事 務 局 田中課長, 吉田係長, 矢代主事, 山西主事, 中島主事補
事 務 局	文書法制課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 議題アからカ及びクの異議申立ての案件については, 個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 一部公開の決定
- (3) 議題

ア 平成26年2月4日付け芦福高第2301号個人情報部分開示決定処分及び同日付け芦福高第2302号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て(平成26年3月28日付け)について

イ 平成26年2月4日付け芦福高第2303号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て(平成26年3月28日付け)について

- ウ 平成26年4月7日付け芦固審発第2-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年5月7日付け）について
- エ 平成26年8月27日付け芦固審発第31-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年9月15日付け）について
- オ 平成26年10月15日付け芦固審発第54-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年11月21日付け）について
- カ 平成26年12月5日付け芦総課第3221号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年12月21日付け）について
- キ 社会保障・税番号制度の導入に伴う特定個人情報保護に関する芦屋市個人情報保護条例の一部改正について
- ク 平成27年4月13日付け芦総文第23-2号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成27年6月10日付け）について
- ケ 「芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」の制定について
- コ その他

## 2 提出資料

なし

## 3 審議経過

開会

- (1) 平成26年2月4日付け芦福高第2301号個人情報部分開示決定処分及び同日付け芦福高第2302号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て（平成26年3月28日付け）について
  - ア 次回審議とした。
- (2) 平成26年2月4日付け芦福高第2303号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て（平成26年3月28日付け）について
  - ア 次回審議とした。

- (3) 平成26年4月7日付け芦固審発第2-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て  
(平成26年5月7日付け) について  
ア 次回審議とした。
- (4) 平成26年8月27日付け芦固審発第31-1号公文書不存在決定処分に係る異議申  
立て(平成26年9月15日付け) について  
ア 次回審議とした。
- (5) 平成26年10月15日付け芦固審発第54-1号公文書不存在決定処分に係る異議  
申立て(平成26年11月21日付け) について  
ア 次回審議とした。
- (6) 平成26年12月5日付け芦総課第3221号個人情報不存在決定処分に係る異議申  
立て(平成26年12月21日付け) について  
ア 次回審議とした。
- (7) 社会保障・税番号制度の導入に伴う特定個人情報保護に関する芦屋市個人情報保護条  
例の一部改正について

芝池会長 前回までの審議内容を踏まえて作成された答申案がございますので、事務局は答申  
案の朗読をお願いします。

田中課長 (答申案朗読)

芝池会長 それでは各委員の御意見をお伺いします。

(各委員による文言訂正あり。)

武田委員 番号法では、目的外利用の例外事由を「人の生命、身体又は財産の保護のために必  
要がある場合であって、本人の同意がある、又は本人の同意を得ることが困難である  
とき。」に限定していますが、現行の個人情報保護条例第14条第2項第5号では、  
「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められ  
るとき。」と規定されているため、より緩やかな規定となっているとも言えます。番  
号法と現行の芦屋市の個人情報保護条例の例外事由を比較すると矛盾が生じてしま  
いますね。

田中課長

番号法第31条において、地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護について規定があり、「地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとする。」と定められています。

行政機関個人情報保護法等が講ずることとされている措置の趣旨というのは、番号法第29条の読み替え規定を踏まえ、市の条例においても必要な措置を講じなさいという意味です。番号法第29条は行政機関個人情報保護法の規定の読み替えについて表で定めています。その読み替え規定に従い、各市は特定個人情報の目的外利用の例外事由を、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意がある、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。」のみに改正することになります。

芝池会長

行政機関個人情報保護法では、「緊急かつやむを得ないと認められるとき。」という要件はありませんし、芦屋市独自で定めたより厳しい要件ということですね。

個人情報保護条例第14条は、保有特定個人情報を除いた規定であり、現行どおり「緊急かつやむを得ないと認められるとき。」という規定が残り、保有特定個人情報については、個人情報保護条例第14条の2として、番号法の基準に合わせて新たに規定するということですので、条例の中で矛盾が生じるのは仕方ありませんね。

大月委員

現行は条例第14条第2項第1号から第6号を目的外利用の例外事由として規定しているところ、特定個人情報の目的外利用については、これらをすべて適用除外とし、番号法で定められた例外事由のみに限定しているため、そういう意味ではより厳しく制限されていますね。

特定個人情報は本人同意があっても目的外利用はできず、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合でなくてはならないので、より厳しくなっていることがわかりますね。

岩本委員 個人情報保護条例第14条第2項第1号には、「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。」と規定があり、本人同意の要件が一番に書かれているのであるから、同条例第14条の2も同様に、「本人の同意がある、又は本人の同意を得ることが困難である場合であって、人の生命、身体又は財産の保護のために必要があるとき。」というように、本人同意の要件を先に記載できた方が条文としてはわかりやすいかもしれません。

武田委員 しかし、番号法に合わせて条例を改正する必要がある、特定個人情報の目的外利用の例外事由を市で独自に定めるのは難しいでしょう。

田中課長 また、条例第14条の2で規定するのは保有特定個人情報の利用の制限に関するのみであり、提供の制限に関しては条例第14条の3を新たに規定する予定です。ですから、特定個人情報の利用の制限と提供の制限を分けており、提供の制限については、「実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。」と規定されます。

芝池会長 条例第14条の3の特定個人情報の提供の制限に関しては、市だけの問題ではなく、国や県等の他機関に関わりますので、市条例で独自の判断をすることは難しいでしょう。条例第14条の2の特定個人情報の目的外利用については、緊急性等も考慮の上厳密に解釈し運用していただきますよう。

続いて、任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求について、御意見がありましたらお願いします。前提として、情報提供等記録以外の特定個人情報については利用停止請求ができますが、情報提供等記録については利用停止請求ができません。

岩本委員 任意代理人による請求があった場合、どのように受付することになりますか。

田中課長 委任状の提出、任意代理人の本人確認を行うことになると考えていますが、委任者の意思確認までするかどうかは検討中です。

芝池会長 任意代理人による請求については、現行条例をどのように改正しますか。

田中課長 現行条例第17条第2項において、「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」の後に、括弧書きで「保有特定個人情報にあつては、未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人をいう。」と規定する予定です。

特定個人情報以外の個人情報についても条例において任意代理人による請求を認めている市もありますが、大半は認めていません。今後は高齢者の増加等に伴い、任意代理人による請求を認める市は増えるかもしれません。

芝池会長 番号法の趣旨を踏まえると任意代理人による請求を認めるよう措置することが求められており、条例において特定個人情報の開示請求等について任意代理人を認めることは必要になると思いますが、特定個人情報以外の個人情報について任意代理人による請求を認めるかどうかは今回の条例改正を考慮して今後検討していきましょう。

伊藤委員 開示請求権を任意代理人にまで広げることは、不正請求の危険性が高まることが懸念されますが、本人が直接開示請求することが困難な場合が増えることを考えると任意代理人にまで広げることを検討していく必要はありますね。

芝池会長 最後に、開示手数料の減免について御意見をお願いします。なお、芦屋市では現在開示請求手数料は既に無料です。

伊藤委員 番号法では、経済的困難その他特別の理由があるときには、開示請求手数料を減額し、または免除することを可能としているということですが、番号法の第何条で規定されていますか。

田中課長 番号法第29条の表の中で、行政機関個人情報保護法第26条第2項を読み替えています。「配慮しなければならない」という字句の後に、「この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。」と追加されます。

伊藤委員 現行条例で既に開示請求手数料は無料であり、写しの交付を受ける場合のみ、その交付に要する実費を負担することとなっているのでこれを維持すればよいと思います。

芝池会長 ありがとうございます。それでは、時間になりましたので、本日の議題7についての審議は終了といたします。

(8) 平成27年4月13日付け芦総文第23-2号個人情報不存決定処分に係る異議申立て（平成27年6月10日付け）について

ア 次回審議とした。

(9) 「芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」の制定について

芝池会長 議題9の「芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」の制定についてですが、9月の市議会に条例制定について提出する予定があるということですので、優先して審議します。それでは、諮問実施機関の意見を聴きましょう。

(諮問実施機関及び関係機関 入室)

野々村課長 情報政策課長の野々村と申します。よろしくお願ひいたします。

竹内係長 課税課市民税係長の竹内と申します。よろしくお願ひいたします。

芝池会長 よろしくお願ひいたします。それでは諮問内容について、御説明をお願いします。

野々村課長 本日お諮りしたいのは、「芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」の制定についてです。

平成25年5月に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」というものが成立しました。

番号法では、個人番号が利用できる事務については別表第一において、特定個人情報の提供については別表第二において、それぞれ限定的に規定しています。

それに加えて、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務、その他これらに類する事務であれば、各地方公共団体が条例を定めることにより、個人番号を利用することができることとなっています。これが独自利用事務と呼ばれるもので、番号法第9条第2項で規定されています。

そこで、番号法の趣旨に基づき、この独自利用事務について、下記のとおり「芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」を制定し、特定個人情報の利用を可能にするについて、個人情報保護の観点から芦屋市情報公開・個人情報保護審査会の御意見をお伺いします。

諮問事項については、「同一機関内での番号法別表第二に規定する特定個人情報の庁内連携について」と「番号法別表第二に規定する以外の特定個人情報の庁内連携について」の2点があります。

まず、同一機関内での番号法別表第二に規定する特定個人情報の庁内連携についての諮問内容について説明します。

特定個人情報の提供を行うことができる事務や情報については、番号法別表第二において限定列挙されています。番号法別表第二につきましては、全体では1から120の項まで様々な事務に対して情報連携をしてよい情報が限定的に規定されています。

例えば、生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものという事務について、情報照会者としては都道府県知事等があります。これは、生活保護事務の実施機関が都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長となっているからです。

情報提供者の例としては、医療保険者又は後期高齢者医療広域連合があり、医療保険給付関係情報であって主務省令で定める特定個人情報であれば、情報照会者に提供してもよいということになります。

しかし、別表第二で規定されているのは他機関との間で情報を連携する場合であり、庁内の同一機関内で連携を行う場合は、番号法第9条第2項に規定する特定個人情報の独自利用に当たると解されており、例えば、生活保護事務における情報連携について、情報照会者及び情報提供者として本市内部の担当課の間で情報連携をする場

合が想定されますが、この場合は市は独自利用条例として定めておく必要があります。

番号法別表第二とは、番号法第19条第7項において、特定個人情報が提供できる場合を規定している表であり、提供とは本市と他の機関との情報連携を指します。本市内部の担当課間の情報連携は同一機関内での情報連携であり、提供という行為には該当せず、市で保有している情報を他の事務でも利用するということになり、独自利用条例に定めることが必要となります。

このことにつきましては、平成26年10月24日付けの付番第55号内閣府大臣官房番号制度担当室参事官通知により、全市区町村において条例を制定する必要があるものとして通知をされているところです。

以上のとおり、同一機関内での番号法別表第二に規定する特定個人情報の庁内連携について、条例に規定することに関しまして審査会の御意見をお伺いします。

続きまして、番号法別表第二に規定する以外の特定個人情報の庁内連携についての諮問内容について説明します。

1つ目の諮問事項とは異なり、番号法別表第二に掲げられていない特定個人情報の連携についても、番号法第9条第2項の規定により、条例に規定すれば本市で保有する特定個人情報を他の事務でも利用できるとされています。本市では、次の3点の条件全てを満たす庁内連携を独自連携として条例に規定する方向で検討しています。

条件の1つ目が、番号法別表第二に記載されていない連携であること、2つ目が、現状庁内連携を行っているものであること、3つ目が、連携を廃止することにより申告又は申請時に添付書類が増える等、番号法の趣旨である「利便性の向上」に反するおそれのあるものです。

その調査の結果、本市で独自連携として条例に規定し、今後も連携を行う事務として、個人市県民税賦課事務が該当しました。個人市県民税賦課事務の個人情報の庁内連携について説明しますと、照会者は市長、担当課は課税課になり、連携する情報は、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料です。

想定される利用方法としては、「市県民税申告書」を対象者に送付する際に、あらかじめ対象者が前年中に支払った各種保険料の金額を「市県民税申告書」に参考情報として印字するということ、また、賦課事務において社会保険料控除額の確認に利用することが挙げられます。市県民税申告書を対象者の方に送付する際に、あらかじめ名前等を印字するとともに、自分で社会保険料を調べるのが困難な方のため、以前か

ら申告書にあらかじめ社会保険料控除額の可能額を印字して送付しています。

また、窓口には申請書送付の対象者以外の方も申告に来られる場合や申告書をお忘れになる場合もあります。そういう方のために窓口では、当該情報を持っており、求められれば社会保険料控除額を教えます。

番号法別表第二の27の項では、地方税事務における情報連携に関して規定しており、ここに規定されている場合しか地方税事務については情報連携できないということになりますが、介護保険関係情報が含まれていないため、このままでは番号法施行後は介護保険関係情報を庁内で連携できないことになってしまいます。

また、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料につきましては医療保険給付関係情報として、番号法別表第二の27の項に規定されていますが、情報提供できる特定個人情報には主務省令で定めていますが、この主務省令は国民健康保険税の賦課事務において、国民健康保険の資格等に関する情報を連携できるという規定であり、本市が情報連携しようとする個人市県民税賦課事務において、各種保険料の金額を連携するというものについては該当しないこととなります。よってこれら2つの特定個人情報を独自連携するための条例の制定が必要になります。この独自連携につきまして、番号法の趣旨、目的及び個人情報保護の観点から適切であるか、審査会に御意見をお伺いするものです。説明は以上でございます。

芝池会長 どうもありがとうございました。委員の皆様何か御質問がありましたらお願いします。

大月委員 芦屋市では個人の特定ができる独自の番号はありますか。

野々村課長 はい。基本的には宛名番号という番号があり、それに付随して、例えば税であれば納付番号というような各業務の番号があります。宛名番号をキーとして個人を特定することができます。

大月委員 特定個人情報と呼ぶ場合、必ずマイナンバーを含むのでしょうか。その宛名番号も含めて特定個人情報と言うのでしょうか。

野々村課長 マイナンバーとひもづく個人情報を言います。ただし、本市独自の宛名番号や納付

番号がマイナンバーとひもづく場合も特定個人情報と判断される場合もあります。

武田委員 番号法別表第二に規定する以外の特定個人情報の庁内連携についてですが、現在既に庁内連携を行っているということですか。

野々村課長 はい。番号法別表第二の事務について、一つずつ調査したところ、本市では庁内連携をしていない事務もありますが、現状庁内連携している事務が多数あります。

調査の方法は、現状庁内で情報連携しているものについて、番号法別表第二においても規定されているかどうかを各所管課に確認していただき、そこに規定されていないものが個人市県民税賦課事務における各種保険料の情報連携ということになります。

大月委員 特定個人情報を情報連携する場合に、マイナンバーと宛名番号をキーにする場合の制度上の区別はありますか。

野々村課長 同じ扱いになります。番号法では別表第二の事務について、マイナンバーではなく符号と呼ばれるものをキーにして情報連携するという想定になっております。現状では本市は宛名番号をキーとした庁内連携を行っており、マイナンバー制度導入後も宛名番号をキーとした庁内連携を続けていく予定です。番号法では、宛名番号をキーとして情報連携した場合であっても、連携した先のデータベースの中でマイナンバーとひもづいて情報管理されるのであれば、それは特定個人情報の連携ということになるということです。

ただし、外部機関との情報連携については、やはり番号法の規定に従い、マイナンバー等で連携をしていく必要があります。

武田委員 宛名番号で連携した情報はすべてマイナンバーとひもづいて管理されていることになり、それは特定個人情報になると考えられますか。

野々村課長 いいえ。マイナンバーを扱える業務の範囲内では特定個人情報となります。宛名番号を使用している事務の中には、番号法に定められた事務以外のものもあり、それは特定個人情報には該当しません。マイナンバーの対象事務以外の職員にはデータを見

ることができないよう厳密にアクセス権を制御します。

芝池会長 外部機関との特定個人情報の連携について、どのような回線を利用するのですか。

野々村課長 L G W A N回線という地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク回線を使用します。通信する際には暗号化され、高いセキュリティ対策が講じられています。

芝池会長 今回は現状行っている庁内連携についての諮問内容となりますので、今後新たに連携の必要な特定個人情報があった場合は審査会への報告が必要になるでしょう。

それでは時間になりましたので、議題9についても継続審議とし、以上で本日の審査会は終了といたします。ありがとうございました。

閉会